

## 女性議員を増やす環境整備の推進を —改正政治分野における男女共同参画推進法—

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するために2018年に制定された「政治分野における男女共同参画推進法（候補者男女均等法）」が、今年6月に改正されました。世界経済フォーラムが3月に発表したジェンダー・ギャップ指数の政治分野での日本の順位は、対象国156か国中147位。諸外国と比べて大きく遅れています。

今回の改正では、男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境を整備するため、政党等の取組の促進や、国・地方公共団体の責務等の強化が盛り込まれました。また、女性の立候補や議員活動の障壁となっている**セクハラ・マタハラ**等の防止が新設されたことも注目されます。

### 【改正の概要】

#### ★政党その他の政治団体の取組の促進（第4条）

政党等の自主的な取組として、男女の候補者数の目標設定に加え、以下の取組が法律に明記されました。

- 候補者の選定方法の改善
- 候補者の人材育成
- セクハラ・マタハラ等への対策

#### ★国・地方公共団体の責務等の強化（第3条等）

政治分野における男女共同参画の推進施策の策定・実施が、これまでの努力規定から義務化され、責任等が強化されています。

#### ★国・地方公共団体の施策の強化

国・地方公共団体が取り組むべき施策として、以下の取組が法律に明記されました。

- ①環境整備（第8条）  
施策の例示として
  - 家庭生活との両立支援のための体制整備（議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など）
- ②セクハラ・マタハラ等への対応【新設】（第9条）
  - 防止に資する研修の実施
  - 相談体制の整備 などの施策を講ずるものとする
- ③実態調査（第6条）（地方公共団体は努力義務）
  - 調査対象として、社会的障壁（参画推進の障壁となる制度、慣行、観念等）の状況を明記
- ④人材育成等（第10条）  
施策の例示として
  - 模擬議会・講演会の開催の推進

#### ★関係機関の明示（第2条第4項）

基本原則に、政党その他の政治団体の取組のほか、適切な役割分担の下で積極的に取り組むことが明記されました。

- 衆議院・参議院・地方公共団体の議会
- 内閣府・総務省その他の関係行政機関等

### 国会議員に占める女性の割合

	議員現員数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
衆議院	465	47	10.1
参議院	242	56	23.1

※2021年8月現在（衆議院、参議院HPより作成）

### 福岡県内の議会議員に占める女性の割合

	議員現員数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
福岡県議会	87	9	10.3
県内市議会	644	102	15.8
県内町村議会	399	46	11.5

※県議会議員数は2021年8月現在

※市町村議会議員数は「令和2年度福岡県男女共同参画白書」より作成

内閣府が3月にまとめた地方議会議員に対するアンケート調査によると、議員活動や選挙活動中に、「ハラスメントを受けた」と答えた女性議員は57.6%という高い結果が出ました（男性は32.5%）。その内容は下表のとおりで、女性と男性の割合には大きな差があることが分かります。

### 議員活動や選挙活動中に受けたハラスメント行為 （女性の上位5項目）

順位	項目	女性	男性
1	性的、もしくは暴力的な言葉（ヤジを含む）による嫌がらせ	26.8%	8.1% (3位)
2	性別に基づく侮辱的な態度や発言	23.9%	0.7% (8位)
3	SNS、メール等による中傷、嫌がらせ	22.9%	15.7% (1位)
4	身体的暴力やハラスメント（殴る、触る、抱きつくなど）	16.6%	1.6% (7位)
5	年齢、婚姻状況、出産や育児などプライベートな事柄についての批判や中傷	12.2%	4.3% (5位)

※複数回答可（全8項目の中から当てはまる全てを選択）。  
※男女間で7.0ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

※内閣府『共同参画』2021年6月号より転載

